

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

組合員番号 (=社員番号8桁)		組合員氏名		組合員生年月日	
		(フリガナ)		(和暦)	
				年 月 日	
日中の連絡先		①勤務先TEL		②自宅・携帯TEL	
育児休業等承認期間		休業開始日		休業終了日(復職日の前日)	
		(和暦)		(和暦)	
		年 月 日		年 月 日	
育児休業等対象児		氏名		性別	
		(フリガナ)		男 女	
		生年月日		(和暦)	
		年 月 日生			
<p>国家公務員共済組合法第40条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することを希望します。 なお、改定の結果、標準報酬が上がる場合もありますが、毎月の掛金額(健康保険や介護保険、厚生年金保険)を下げることを目的とした申出であることから、標準報酬が上がる場合は当該申出を取り下げます。</p> <p>※ 標準報酬と掛金額とは 標準報酬が上がると共済組合に支払う毎月の掛金額が上がり、標準報酬が下がると掛金額が下がります。</p>					

(注)

- 1 育児休業終了日の翌日に産前産後特別休暇を取得している人は、「標準報酬育児休業等終了時改定」を申し出ることができません。
- 2 「育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは、育児休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合は、その月は除かれます。
- 3 計算の結果、標準報酬が上がり、掛金額が上がる場合でも改定することを希望する場合は、「日本郵政共済組合 共済センター標準報酬担当 TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

共済組合記入欄	育児休業終了前の標準報酬		級		円	
	受付	審査1	審査2		処理	

今回申請の休業終了日から3か月以内に、再度掛金免除の対象となる育児休業や産前産後特別休暇を取得する予定がある方は、あまり提出の効果がない場合がありますので、十分ご検討ください。

提出年月日(和暦) 令和 ※年 5月 25日

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

組合員番号 (=社員番号8桁)	組合員氏名		組合員生年月日	
0 1 2 3 4 5 6 7	(フリガナ) キョウサイ ハナコ 共済 花子	(和暦) 平成××年 4月 1日		
日中の連絡先	①勤務先TEL 03-0000-△△△△	②自宅・携帯TEL 090-△△△△-××××		
育児休業等承認期間	休業開始日 (和暦) 令和※年 3月 7日	休業終了日(復職日の前日) (和暦) 令和※年 5月 24日		
育児休業等対象児	氏名 (フリガナ) キョウサイ タロウ 共済 太郎	性別	男	
	生年月日 (和暦) 令和※年 1月 10日生	性別	女	
<p>国家公務員共済組合法第40条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することを希望します。 なお、改定の結果、標準報酬が上がる場合もありますが、毎月の掛金額(健康保険や介護保険、厚生年金保険)を下げることを目的とした申出であることから、標準報酬が上がる場合は当該申出を取り下げます。</p> <p>※ 標準報酬と掛金額とは 標準報酬が上がると共済組合に支払う毎月の掛金額が上がり、標準報酬が下がると掛金額が下がります。</p>				

(注)

- 育児休業終了日の翌日に産前産後特別休暇を取得している人は、「育児休業等終了時改定」を申し出ることができません。
- 「育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは、育児休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合は、その月は除かれます。
- 計算の結果、標準報酬が上がり、掛金額が上がる場合でも改定することを希望する場合は、「日本郵政共済組合 共済センター標準報酬担当 TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

共済組合記入欄	育児休業終了前の標準報酬		級		円	
	受	付	審査1	審査2	処	理